

企画提案指示書

1 委託する業務名

道産ワインブランド力向上事業委託業務

2 業務の目的

北海道のワイナリー数は令和5年1月末現在で55箇所と10年前の約3倍に増加しており、また近年、GI「北海道」の認定や道内オリジナルのぶどう品種「山幸」のOIV(国際ぶどう・ワイン機構)品種登録、海外ワイナリーの道内進出や世界的なワインコンクールでの受賞など、道産ワインは国内外から注目を浴びている。その一方で、国内市場における日本ワインの流通量は僅少であり、またその大部分が道外産ワインであるなど認知度向上に向けた課題もあることから、民間企業と連携し、道産ワインの販路及びコアなファンの拡大を目的として、各種プロモーションを実施する。

3 業務の内容

(1) 道産ワインプロモーションの実施

道産ワインの販路及びコアなファンの拡大を図るため、道内外の富裕層市場におけるプロモーションを実施する。

なお、委託業務については、実施店舗や会場責任者及びワイナリー等との必要な連絡調整、売場や会場の設営及び運営、現地での商品説明や販売促進、セミナー講師の選定、本事業に係るPR等、本プロモーション及びセミナーの実施に係るすべての業務とする。

ア 高級飲食店等と連携したコアなファンづくりのためのプロモーション

道産食材とのペアリング等による道産ワインセミナー及びフェア

(道内2回程度、道外4回程度)

イ 道内における販路拡大のためのプロモーション

(ア)道内百貨店・スーパー等と連携したプロモーション(札幌市内、2回程度)

(イ)飲食店・酒販店等の関係者を対象としたセミナー(2~3地域、各1回程度)

ウ 道外における販路拡大のためのプロモーション

(ア)高級スーパーと連携したプロモーション(首都圏等、2回程度)

(イ)道外百貨店等と連携したプロモーション(3回程度)

(ウ)飲食店・酒販店等の関係者を対象としたプロモーション(首都圏等、2回程度)

エ 上記以外の方法による、販路拡大のためのプロモーション(3回程度)

オ 上記事業実施前におけるワイナリーの意向調査を行うとともに、ア~エの実施後、プロモーションの連携店舗及びセミナーの参加飲食店等に対し、常設販売に向けた可能性及び課題を把握するためのフォローアップを行い、ワイナリーに還元する。

(2) プロモーション資材の制作

次のとおり制作し、実績報告書と成果品を提出すること。

ア 道内ワイナリー紹介冊子

・紙媒体(1,000部)

・電子媒体(CD-RまたはDVD-R):1式(データ形式は、PDF版を作成の上、納品すること。)

イ 道内ワイナリー紹介リーフレット

・紙媒体(15,000部)

・電子媒体(CD-RまたはDVD-R):1式(データ形式は、PDF版を作成の上、納品すること。)

ウ 納入期限

別途指定する日

(3) 実施結果の報告

上記(1)について、実施の都度すみやかに実施結果について報告(任意様式)すること。

(4) 実績報告書

委託業務完了後に、実績報告書(別途指定する様式及び任意様式)を作成すること。

ア 納入形態

・報告書(紙媒体(A4版):5部)

- ・電子媒体（CD-R又はDVD-R）：1式（データ形式はPDF版を作成の上納品すること。）

イ 納入期限 令和6年(2024年)3月5日(火)

4 契約の方法等

(1) 契約方法

総合評価一般競争入札

(2) 委託期間

契約締結日から令和6年(2024年)3月5日(火)まで

5 審査基準

審査は次の項目について評価するので、十分留意のうえ企画提案書を作成すること。

(1) 業務遂行能力全般

ア 業務を実施するために必要かつ十分な体制となっているか。

イ 業務を効率的かつ効果的に実施できる全体スケジュールになっているか。

ウ 北海道のワイナリーや道内外のワイン市場についての確に把握するなど、当該業務に関する情報に精通しているか。

エ 業務を効率的かつ効果的に実施できる全体スケジュールになっているか。

(2) 企画提案内容

ア 道産ワインプロモーションを実施するにあたり、実施時期が適切であり、道産ワインの販路やコアなファンの拡大に繋がる工夫がされているか。

イ 高級飲食店等と連携したコアなファンづくりのためのプロモーションについて、事業目的と合致した企業と連携するなど、道産食材とのペアリングにより、効果的なプロモーションが期待できるような内容となっているか。

ウ 道内外百貨店、高級スーパー等と連携したプロモーションについて、事業目的と合致した企業と連携するとともに、販路拡大に繋がることを期待できる工夫がされているか。

エ 飲食店、酒飯店等の関係者を対象としたセミナーについて、適切なテーマと講師を設定し、道産ワインの情報発信と販路に繋がる内容となっているか。

オ 飲食店、酒飯店等の関係者を対象としたプロモーションについて、販路拡大に繋がることを期待できる工夫がされているか。

カ 上記以外の方法による販路拡大のプロモーションについて、事業目的と合致した企業と連携するなど、道産ワインのコアなファンの拡大が期待できる工夫がされているか。

キ ワイナリーの意向調査や、プロモーションの連携店舗及びセミナーの参加飲食店等に対するフォローアップについて、効果的なフィードバックが期待できるような内容となっているか。

ク プロモーション資材の制作について、道産ワインのPRに効果的な内容となっているか。

ケ 企画全体を通して、具体的かつ実現性が高いものであり、地域の食文化を活かす工夫をするなど、道産ワインの効果的な販路拡大を図る内容となっているか。

(3) 実績

過去に同様の事業を実施したことがあるか。

(4) 道施策との適合性

ア 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における4つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定）のいずれかに該当しているか。

イ 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における3つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定）のいずれかに該当し、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認証制度」（保健福祉部障がい者保健福祉課実施）の一定以上の認証ポイントを取得しているか。

ウ 国が創設した「パートナーシップ構築宣言」を宣言しているか。

6 参加資格の要件

次のいずれにも該当すること。

(1) 法人若しくは法人以外の団体（以下、「法人等」という。）又は複数の法人等で構成する連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 法人等及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む）を有する法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人又は法人以外の団体

であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等を除く。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。
ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。

カ 次に掲げる税の滞納又は未納がある者でないこと。

（ア）道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

（イ）本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

（ウ）消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

（ア）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

（イ）厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

（ウ）雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が、法人等又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

(3) コンソーシアムにおいては、(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

ア コンソーシアムを構成する法人等の間に明確な契約が存在すること。

イ 北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

7 道施策との適合性に関する事項

(1) 「北海道働き方改革推進企業認定制度」及び「障がい者就労支援企業認証制度」に関する事項
道が実施している、「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定及び「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受けている場合は、該当の認定書（写し）や認証書（写し）を提出すること。

なお、コンソーシアムの場合は、各構成員に係る認定書（写し）や認証書（写し）を提出すること。

(2) 「パートナーシップ構築宣言」に関する事項

道が実施している「パートナーシップ構築宣言」を宣言している場合は、該当の宣言書（写し）を提出すること。

なお、コンソーシアムの場合は、各構成員に係る宣言書（写し）を提出すること。

8 参加資格審査申請書等の提出

本入札への参加を希望するものは、参加資格審査申請書及び添付資料を提出すること。

(1) 提出書類 参加資格審査申請書、添付資料（登記簿謄本（写）、納税証明書等）

(2) 様式 別添様式による。

(3) 提出部数 1 部

(4) 提出期限 令和 5 年（2023 年）4 月 10 日（月）17 時（必着）

(5) 提出場所 〒060-8588

札幌市中央区北 3 条西 6 丁目（北海道庁本庁舎 9 階）

北海道経済部食関連産業局食産業振興課 ブランド推進係（担当：岩元）

(6) 提出方法 持参または郵送（簡易書留または書留）による。

持参の場合の受付時間は、土日を除く平日の 9 時から 17 時までとする。

9 企画提案書等の提出

参加資格審査申請書の提出後、道から提出の要請を受けた者は、次のとおり必要な書類を提出すること。

(1) 提出書類 企画提案書、付属資料

(2) 様式 企画提案書は別添様式による。付属資料は、A 4 サイズとし、任意様式とする。

(3) 提出部数 企画提案書、付属資料とも 9 部

※ 1 部は、提案者名を記載したもの。残りの 8 部は、提案者名を記載しないもの。

企画提案書の文中に、提案者名を記載しないこと。

(4) 提出期限 令和 5 年（2023 年）4 月 13 日（木）17 時（必着）

(5) 提出場所 8 の(5)のとおり

- (6) 提出方法 持参または郵送（簡易書留または書留）による。
持参の場合の受付時間は、土日及び祝日を除く平日の9時から17時までとする。

10 総合評価審査委員会（ヒアリング）の実施

- (1) 参加者として選定した者から、総合評価審査委員会においてヒアリングを実施する。ヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。
- (2) 企画提案書提出者数が5者を超える場合には、委員による書類選考を行う場合がある。
- (3) ヒアリングに参加しなかった提案者の提案は無効とする。

11 その他

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨
日本語、日本円
- (2) 無効となる提出書類
企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
エ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) その他
ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
イ 提出された企画提案書等は、総合評価一般競争入札の目的以外には提出者に無断で使用しない。
なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。
ウ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
エ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認めない。
オ 全ての提出書類は返却しない。
カ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。

12 問い合わせ先、参加資格審査申請書及び企画提案書等の提出先

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目（北海道庁本庁舎9階）

北海道経済部食関連産業局食産業振興課 ブランド推進係（担当：岩元）

電話 011-204-5138（内線 26-828）

ファクシミリ 011-232-8860